

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年11月25日（金）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	宿利原 勝吉
会長代理	近川 正人
2番	鈴 一磨
3番	東郷 輝昭
4番	木原 光郎
5番	厚ヶ瀬 博文
6番	黒瀬 正
7番	牧原 昇
8番	鍋 康博
9番	樋渡 俊信
10番	平原 榮
12番	貫見 和洋
13番	鮫島 廣幸
14番	猪鹿倉 昭雄
15番	落司 順一
16番	畠中 正秋
17番	寺田 郁哉
18番	安水 義文
19番	徳永 哲朗
20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第13条第5項の規定による農用地利用  
集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第30号 平成22年度に実施した地積調査に伴う農地の地目変更の協議について

議長 | 只今より平成23年度錦江町農業委員会第8回総会の議事を開会いたします。  
| 本日の総会は、全員出席となっています。  
| 本日の総会は、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しております。  
|  
| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、  
| 議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員：なし。

議長：それでは異議ないということですので、9番の樋渡俊信委員と10番の平原榮委員を指名致します。  
宜しく願い致します。  
それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局：会務報告と説明

議長：只今の会務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員：発言なし  
会務報告を終わりました、議案第28号農地法第3条許可申請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局：農地法第3条許可申請 受付番号13号 譲渡人は、M・Yさん鹿児島市在住の方です。経営規模は、自作地2,040㎡です。  
申請地は、馬場木場ノ上422番23、地目は台帳現況とも田、地積は1,191㎡。  
次に馬場木場ノ上422番26、地目は台帳現況とも田、地積は249㎡。  
次に馬場柳ヶ迫3138番5、地目は台帳現況とも畑、地積は600㎡となっています。  
譲受人は、N・Iさんで麓自治会にお住まいの方です。  
経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地540㎡、小作地1,909㎡を耕作されています。  
調査委員は、17番の寺田委員をお願いします。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長：寺田委員調査報告をお願いします。

17番 寺田委員：報告申し上げます。M・Yさんという方は、N・Iさんの隣の方で、M・Tさんの娘さんで鹿児島市に嫁いでおられます。男の方が亡くなっておられまして、こちらの財産のことは分からないので帰ってくる意思もないということです。  
N・Iさんは、Mさんの奥さんと姉妹でいらっしやいまして、姪と叔母の中で土地を貰ってくださいということだったらしいです。  
木場ノ上の2筆についてはA・Mさんが耕作しておられまして、柳ヶ迫につきましては、池田のMさんという方が作っていらっしやるというのが現状らしいです。でもN・Iさんも歳と高齢ではありますが、息子のKさん 歳が鹿児島市と大根占を歩き来していらしまして、近い将来農業をやりたいと、その場合は貸している農地も耕作するのだということ、いろいろ聞きましたら農業が好きなんだと、農業をやりたいということです。今のところ農業機械などは農機具センターに委託してやっぴらっしやるということでした。本人が帰ってやるということになれば、何ら問題ないというふうに考えます。

議長：調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思ひます。

事務局：この3筆とも他の方が作られているということであれば、少しまずいのではないと思ひますが、農地法3条は、・・・・

寺田委員：私が帰ってきたときには、頑張っても私が作らなければと息子さんが話していたとN・Iさんは言っぴらっしやいました。

牧原委員：あくまでも贈与ですか。

寺田委員：はい。

議長：他にありませんか。

議長：無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。借り手が返すということであれば。

木原委員：今借りている人の了解があれば、支障はないのではないですか。

事務局：契約は入っていません。

寺田委員：A・Mさんも年配ですので、どうされますかと聞いたら私が人を頼んででも作りましようかと、もし無理な場合は農業委員会を通して、利用権設定なりして、息子が帰ってくるまでは。

落司委員：これは土木事務所の下の処ですか。甘藷が植えてあるところ。

寺田委員：はい。KとHの間の処です。

落司委員 | これは以前あっせんに出て売買されたものではないですか。何か月か前に、Oさん達が作っていたものと同じで、Tさんのものでしょう。

事務局 | Tさん違いです。前あっせんに出たのは、Kの方で所有者は違います。

落司委員 | すみません。Tさんでてっきり一緒かと思いました。

事務局 | 木原委員から言われたように、今まで作られた方は了解されているのですか。

寺田委員 | 池田のMさんについては、柳ヶ迫の分については買って頂けませんかと言ったら、笑って答えがなかったようで、KのMさんについては、私はもう年であるから作らないと、今年までというようなことを話されました。

事務局 | 買ってくださいと。

寺田委員 | Iさんが年末に、小作料が9,540円ですが、これを持ってこられたとき鹿児島市のYさんはこちらに帰ってくる意思はないので、Iさんの方が売れたらよいかと笑って返事がなかったというようなことが、この前調査に行った時にありました。

鈴委員 | Mさんてどなたですか。

寺田委員 | Mさんと言われるだけで。

落司委員 | M・Mさんではないですか。

寺田委員 | いいえ違います。

鈴委員 | Mさんではないでしょう。柳ヶ迫であればKさんではないでしょうか。

事務局 | 下の畑は、Kさんが全て作っています。北に向かってK・Mさんが作っていらして、田代の国道側から入って左側にKさんが利用権設定をされておりまして、その隣の処が今回出ている処です。

鈴委員 | 今も2筆になっている

事務局 | いいえ1筆になっています。法面で高い処です。

鈴委員 | 高い処のあれだけ。

事務局 | はい。

鈴委員 | 利用権は入っていないわけ。

事務局 | 利用権は入っていません。下の方は入っています。

牧原委員 | これはN・Iさんが、全部仕切っていらっしゃるのでしょうか。

寺田委員 | そうですね。この前利用権設定したのも。

牧原委員 | 贈与だから宜しいのではないです。

事務局 | 農地法3条というのは、耕作目的で所有権移転をするのが農地法3条です。

平原委員 | 戻すといわれるのでしょうか。

寺田委員 | Mさんが返されたら返してもらって私が作らなければということです。

事務局 | もしKさんであれば、その方はいかがでしょうかということです。綺麗に鋤がかけてありました。私たちも現地を見てまいりました。綺麗にされているということは後もやる意思があらわれるのではと思います。

平原委員 | 返す時は、綺麗にして返します。

牧原委員 | いま現に小作があるのだから、問題になりますか。耕作している訳ですので。後々本人さんの息子さんが帰って作ると言えば。

議長 | 小作をさせていますが、これから作りますということです。

鈴委員 | 事務局が言われるのは、小作をしている人が返さないと言った時のことを言われるのでしよう。

事務局 | それもあります。

鈴委員 | 急ぎますか。私の処の方と思いますので確認をしても良いですが。

安水委員 | Iさんが代理人になってやっておられるのであれば、

寺田委員 | Mさん自体がこちらの大根占の財産は、どこがどこにあるかも解らないと10何年以來、N・Iさんに全てを任しているということで、N・IさんがA・MさんとMさんに貸している。少し考え方を替えれば、今小作をされているという方は、Mさんから借りる名義とかでなく、Iさんが仲介に入るといふことでもあります。

牧原委員 | 3条要件としては、N・Iさんが作るのが条件になっているのが3条申請ですので、3人が3人とも貸したままの状態ですと、それでは3条申請は通らない訳です。だからこの方々が、返しますよという形であれば良いのだが、N・Iさんがちゃんと作りますよというのがありさえすれば良いのでしょうか。

事務局 そうです。

牧原委員 どうでしょうかね。私もN・Iさんは存じていますが。

議長 今回は保留という形で、もう1度調べるといっていかげんでしょうか。

牧原委員 そうですね。はい、解りました。

議長 それでは議案第28号は、保留ということにしますが宜しいですか。

全委員 はい。

議長 保留という形でありますのでありますので議案第28号は、保留とさせていただきます。

議案第28号農地法第3条許可申請を終了しまして、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について提案致します。説明をお願いします。

事務局 議案第29号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権の設定の錦江町長に対する要請について受付番号196号から290号までを提案します。

受付番号196号の貸し人は、M・Hさん、H自治会の方です。  
申請地は、田代川原ロサイ2104番1、地目は畑、地積は2,642㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり5千円となっています。  
借り人は、N生産組合でM町にございます。

受付番号197号の貸し人は、K・Hさん、H自治会の方です。  
申請地は、田代川原福藏塚2387番1、地目は畑、地積は2,229㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成26年12月14日まで、小作料は10a当たり5千円となっています。  
借り人は、前号のN生産組合です。

受付番号196号と197号の調査委員は、1番の近川委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号198号から200号の貸し人は、N・Iさん、B自治会の方です。  
申請地は、田代川原菖蒲ヶ迫5950番1、地目は畑、地積は2,638㎡。  
次に田代川原菖蒲ヶ迫5950番2、地目は畑、地積は2,457㎡。  
次に田代川原菖蒲ヶ迫5950番3、地目は畑、地積は390㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり8千円となっています。  
借り人は、K・MさんでS自治会の方です。

受付番号201号と202号の貸し人は、T・Kさん、N自治会の方です。  
申請地は、田代川原鎮守ヶ迫5938番2、地目は畑、地積は1,741㎡。  
次に田代川原鎮守ヶ迫5939番、地目は畑、地積は2,870㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり8千円となっています。  
借り人は、前号のK・Mさんです。

198号から202号の調査委員は、2番の鈴委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号203号から205号の貸し人は、K・Kさん、I自治会の方です。  
申請地は、田代麓刈切5219番24、地目は畑、地積は2,771㎡。  
次に田代麓刈切5219番30、地目は畑、地積は1,178㎡。  
次に田代麓刈切5219番16、地目は畑、地積は2,320㎡です。  
期間は、平成23年12月23日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり2万5千円（茶園面積50a×2万5千円＝12万5千円）となっています。  
借り人は、I・SさんでH自治会の方です。  
調査委員は、3番の東郷委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号206号の貸し人は、T・Hさん、K自治会の方です。  
申請地は、馬場木原ノ上1970番1、地目は田、地積は3,001㎡の内1,471です。  
期間は、平成23年12月15日から平成25年12月14日まで、小作料は7万円と  
なっています。  
借り人は、H・NさんでK都自治会の方です。  
調査委員は、4番の木原郷委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願い  
いたします。

議長 それでは近川委員、鈴委員、東郷委員、木原委員の順に調査報告をお願いします。  
1番 近川委員 はい、1番。M・Hさんの案件ですが、これは遊休農地が上がってきており、今回N生産  
組合（私達はJセンターと呼んでいます。）、知的障害の方を使って農作業をされるところ  
です。以前あっせんが上がったK・Tさんのこれも同じく遊休農地であって、このように  
あっせんが上がって私があっせんしたものであります。  
N生産組合をどのように表現してよいかわかりませんが、多くの作業員がいまして仕事は  
テキパキとしており、機械も色んなものを揃えています。何ら問題ないかと思います。

2番 鈴委員 198号から202号まででございますが、借り人のK・Mさんはタバコと大根と甘藷の  
農家でしたが、今年でタバコの方は止められるということでもあります。甘藷と大根  
を中心に作付をされると思いますが、全ての自分の農地も良く管理をされていますし、認定  
農業者でもございます。又農地水の役員もされて率先して集落のリーダーとして頑張ってい  
らっしゃる方ですので、何ら問題ないと思われます。宜しくご審議ください。

3番 東郷委員 はい。203番から205番のK・Kさんの畑ですが、継続でI・Sさんが作るというこ  
とです。小作料の方も10a当たり2万5千円ということ。計算をしたら端が出るとい  
うことで、但し書きで後は切り捨てということでした。継続ということでSさんも、  
お茶専門で機械も全部色々持っていますので何ら問題ないと思います。皆さんの  
審議をお願いします。

4番 木原委員 はい、206号につきましては、借り人のH・Nさんは皆様ご存じのとおり共同の茶工場  
を保有されておりまして、それと茶とハウスインゲンの複合経営をされておりまして、認定農  
業者でありまして、利用権設定の要件は充分満たしております。ただこの件については、借  
り人の方から地代が今まで8万円でありましたので、5万円ぐらいに下げる交渉をしてもら  
えないだろうかという相談がありまして、相談に行きましたところ、土地が未相続の土地で  
長男の方が最近熊本から帰ってこられまして、小作料の資料を示せとか、色々ありまして、  
相談をしていきなり3万円は安くは出来ないのということで7万円を折り合いをつけて設定  
をしたところでありまして、借り人の方は5万円ぐらいにしてもらえれば5年契約でも良いと  
いうことでしたが、相手の方が来年から自分で作るのだということで1年契約をして  
くれという要望がありましたが、もう歳近い方でありましたので、今から農業をするより  
貸した方が良いのではないですかということで、折り合いをつけて7万円と決めたところ  
であります。

議長 只今、受付番号196号から206号までの調査報告がありました。質疑に入ります。  
何かご質問、ご異議の方はありますか。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号196号から206号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号196号から206号までは原案のとおり決定し  
ました。

次をお願いします。

事務局 次の受付番号207号の事案は、M委員の案件となっていますので、M委員は参与できませんのでそのつもりでお願いします。  
 受付番号第207号の貸し人は、M・MさんK自治会の方です。  
 申請地は、神川フノキ7059番2、地目は畑、地積は3,524㎡です。  
 期間は平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は4万5千円となっております。  
 借り人は、N・MさんM自治会の方です。  
 調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 厚ヶ瀬委員調査報告をお願いします。  
 5番 報告申し上げます。借り人のN・Mさんは皆さんもご存じのように農業委員でございます。現在タバコ、大根を作付されておりますが、タバコの方を今年廃作されました。面積も3,500ということでひっくるめて小作料金は、4万5千円です。農業機械は揃えておりました。継続して借りるといって何ら問題は無いかと思っております。宜しくお願いいたします。

議長 調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。  
 議長 他には無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。  
 全委員 はい。  
 議長 それでは受付番号207号に賛成の委員の挙手を求めます。  
 全委員 全委員挙手  
 議長 全委員賛成でございますので、受付番号207号は原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 受付番号208号の貸し人は、T・Sさん大分県在住の方です。  
 申請地は、神川砂田190番1、地目は田、地積は817㎡です。  
 期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は賦課金とモミ130kgとなっています。  
 借り人は、K・SさんK自治会の方です。  
 調査委員は、7番の牧原委員となっています。

次に受付番号209号の貸し人は、Y・MさんT自治会の方です。  
 申請地は、神川北大迫2018番1、地目は畑、地積は5,451㎡です。  
 期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり7千円です。  
 借り人は、前号のK・Sさんです。

次に受付番号210号の貸し人は、E・SさんT自治会の方です。  
 申請地は、神川砂田194番1、地目は田、地積は889㎡です。  
 期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料はモミ225kgの物納です。  
 借り人は、前号のK・Sさんです。

次に受付番号211号から213号の貸し人は、Y・MさんT自治会の方です。  
 申請地は、神川外戸口1081番1、地目は畑、地積は2,168㎡。  
 次に神川諏訪ノ前367番1、地目は田、地積は986㎡。  
 次に神川諏訪ノ前375番、地目は田、地積は1,006㎡です。  
 期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は外戸口1081番1が1万6千円、他の2筆はモミ250kgの物納となっています。  
 借り人は、S・Fさんで鹿屋市に在住の方です。

次に受付番号214号と215号の貸し人は、K・Iさん鹿屋市の方です。  
申請地は、神川砂田183番3、地目は田、地積は921㎡。  
次に神川砂原556番1、地目は田、地積は889㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は4万円ずつ  
となっています。  
借り人は、前号のS・Fさんです。

次に受付番号216号から218号の貸し人は、M・KさんT自治会の方です。  
申請地は、神川大馬瀬308番3、地目は田、地積は364㎡。  
次に神川大馬瀬327番、地目は田、地積は1,021㎡。  
次に神川諏訪ノ前379番、地目は田、地積は1,055㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は大馬瀬30  
8番3はモミ80kg、大馬瀬327番はモミ250kg、諏訪ノ前379番はモミ250kgの  
物納となっています。  
借り人は、前号のS・Fさんです。

次に受付番号219号と220号の貸し人は、Y・YさんT自治会の方です。  
申請地は、神川砂田199番2、地目は田、地積は239㎡。  
次に神川大馬瀬326番2、地目は田、地積は1,030㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米の収穫量  
の半分の物納となっています。  
借り人は、前号のS・Fさんです。

次に受付番号221号の貸し人は、S・IさんT自治会の方です。  
申請地は、神川外戸口1079番1、地目は畑、地積は4,526㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は4万5千円  
となっています。  
借り人は、Y・NさんでK自治会の方です。

次に受付番号222号の貸し人は、Y・MさんT自治会の方です。  
申請地は、神川大馬瀬307番1、地目は田、地積は344㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料はモミ75kgの  
物納となっています。  
借り人は、K・HさんでT自治会の方です。

次に受付番号223号の貸し人は、K・MさんT自治会の方です。  
申請地は、神川諏訪ノ前372番、地目は田、地積は1,167㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料はモミ250  
kgの物納となっています。  
借り人は、前号のK・Hさんです。

次に受付番号224号の貸し人は、A・Sさんで鹿児島市に在住の方です。  
申請地は、神川諏訪ノ前373番、地目は田、地積は1,286㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は5万円と  
なっています。  
借り人は、M・FさんでK自治会の方です。

次に受付番号225号の貸し人は、S・Mさんで奈良県に在住の方です。  
申請地は、神川岩渕1026番3、地目は畑、地積は1,335㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は1万円と  
なっています。  
借り人は、前号のM・Fさんです。

次に受付番号226号の貸し人は、S・SさんでT自治会の方です。  
申請地は、神川古迫1332番1、地目は畑、地積は3,131の内2,000㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は2万円と  
なっています。  
借り人は、T・HさんでT自治会の方です。

次に受付番号227号の貸し人は、K・Iさんで鹿屋市の方です。  
申請地は、神川勝牟礼2049番、地目は畑、地積は2,450㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料はモミ90kg  
となっています。  
借り人は、Y・FさんでK自治会の方です。

次に受付番号228号と229号の貸し人は、K・HさんでT自治会の方です。  
申請地は、神川砂田195番3、地目は田、地積は269㎡。  
次に神川寺ノ下272番9、地目は田、地積は525㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料はモミ210  
kgとなっています。  
借り人は、前号のY・Fさんです。  
受付番号208号から229号までの調査委員は、7番の牧原委員となっています。権利  
の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 牧原委員調査報告をお願いします。

7番  
牧原委員 はい、ご報告致します。ますK・Sさんですが、肉用牛、バレイショ、インゲン、その他  
露地野菜を作っていて、農地の利用状況に関しましては問題ございません。意欲と能力  
に関しましては十分に備わっております。壮青年の有無に関しましては息子さんがいらっ  
しゃいまして一緒に頑張っておられますので何ら問題は無いかと思ひます。

次にS・Fさんですが、S・Fさんもまだ若くて年齢が 歳、お父さんが亡くなられまし  
て後を継がれるような形ですが、住所は鹿屋在住となっておりますが、こちらに休みその他  
を利用して水稻、バレイショを作っているらしいです。機械も問題ございません。農地の  
利用状況についても問題ございません。意欲と能力は非常にございまして、Tの方に聞いて  
も関心であるという話を聞いたような次第です。この方も問題ないかと思ひます。前回はお  
父さんの名前での契約でしたが、今回からSさんの契約ですが継続という形を取らせて頂  
きました。

Y・Nさんですが、この方はご主人を昨年亡くされて、K・Sさんの妹ですが、バレイ  
ショ、茶、インゲンなどを一生懸命頑張っておられて、この前買入適格認定申請でも  
名前を挙げられた方であります。この借主のS・Iさんですが、Yさんだったら何ら問題は  
無いということで快く印鑑をくださいました。ですからY・Nさんは新規ですが、問題ない  
かと思ひます。

次のK・Hさんですが、K・Mさんの223号については継続になります。新規と書いて  
ありますが継続になります。

Hさんも機械関係、水稻、バレイショを作っているらしいですが、今回コンバインも購  
入したということでまだ作りたいというようなことで、Mさんの田ですが、契約に行ったら  
前の方には貸さないということで、Hさんの方に作ってほしいというような話が来たとい  
うことで、Hさんの方にMさんから話を聞きまして、Hさんの処に行きまして新規契約をした  
ような訳であります。農地の利用状況も問題ありません。意欲と能力に関しましては、コン  
バインを買うなど頑張っているらしいです。何ら問題ないかと思ひます。

続きましてM・Fさんですが、M・Fさんは認定農業者でもありまして、肉用牛を約45  
頭飼っておられて、ほんとに意欲のある方でありまして農地の利用状況についても問題  
ございません。意欲と能力も充分持ち合わせていらっしゃいまして頑張っているらしい  
です。問題ないかと思ひます。継続です。

続きましてT・Hさんですが、T・Hさんは新規ですが、Aさんという方が借りていら  
っしゃいましたが、その方に継続の設定に行きましたところ、もう年を取っているので出来  
ないということでした。T・Hさんがその上と下を作っているらしいということで話をされ  
たら借りて作りたいという事だったということだったので、地主さんの方にお伺いしてち  
ちらの方で話をT・Hさんの方に貸して頂けますかということで持っていきました。T・H  
さんも若くて30歳で肉用牛を約40頭ぐらいされて、農地の利用状況もほとんど問題ご  
いせん。意欲と能力に関しては、牛の爪を切って回ったり、色々されております。要件は充  
分持ち合わせていらっしゃいますので、何ら問題は無いかと思ひます。一応新規という事  
で利用権を設定いたしました。

続きまして最後ですが、Y・Fさんですが、Y・Fさんも肉用牛、バレイショ、水稻作っ  
ていらっしゃるって、肉用牛は約40何頭飼われていらっしゃる。この方も農地の利用状  
況に関しては問題ないと思います。意欲と能力はまだ64歳ですので、息子さんが2人いっ  
しょにやっっているって、一生懸命であります。意欲も能力もありますので、青壯  
年の有無も息子さん2人一生懸命頑張っているっていらっしゃる。何ら問題は無いと思いま  
す。継続です。お願いします。

議 長 只今調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して  
頂きたいと思えます。

牧原委員 一つだけ宜しいでしょうか。

議 長 はい。

牧原委員 T地区に関しましては、若干金額が高いのではないかと、初にしても金額換算すると高い  
のではないかと思います。色々聞いたところでしたが、Tの方達で値段に関して文句を言う人は  
誰もいませんでした。今まで通りで良いということで、皆さんが納得されて別に下げてほし  
いとか何もなくて、今まで通り継続の方は継続で、新規の方も聞いた値段でということで金  
額に何ら問題はありませんでした。以上です。

議 長 他にないですか。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは受付番号208号から229号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号208号から229号までは原案のとおり決定し  
ました。

次をお願いします。

事務局

受付番号230号の貸し人は、S・OさんN自治会の方です。

申請地は、田代麓牧原川原2653番2、地目は田、地積は679㎡です。

期間は平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は3千円となっ  
ています。

借り人は、K・MさんでY自治会の方です。

受付番号231号と232号の貸し人は、Y・Hさんで申請がありましたが、申請の後亡  
くなられましたので、奥様のE・Hさんに替えてください。H自治会の方です。

申請地は、田代麓表木ノ下2050番1、地目は田、地積は956㎡です。

期間は平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料はありません。

借り人は、A・OさんでH自治会の方です。

受付番号232号の貸し人は、E・HさんH自治会の方です。

申請地は、田代麓観音馬場1944番2、地目は畑、地積は442㎡です。

期間は平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は3千円です。

借り人は、K・KさんでS自治会の方です。

受付番号233号から237号の貸し人は、N・HさんH自治会の方です。

申請地は、田代麓観音馬場1939番、地目は畑、地積は1,011㎡。

次に田代麓観音馬場1940番、地目は畑、地積は545㎡。

次に田代麓観音馬場1941番、地目は畑、地積は707㎡。

次に田代麓観音馬場1943番、地目は畑、地積は310㎡。

次に田代麓観音馬場1944番1、地目は畑、地積は747㎡。

期間は平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は全部で1万8千  
円です。

借り人は、前号のK・Kさんです。

受付番号230号から237号までの調査員は、9番の樋渡委員となっています。権利の  
取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 樋渡委員調査報告をお願いします。

9番  
樋渡委員

9番、調査報告致します。K・Mさんは、普段はS組合の仕事をされていますが、農業としては水稻とシキミを一生懸命奥さんとやっておられる方です。収入的にはシキミの方が多いのではないかと思います。私の地域ではシキミの管理が一番良いのではないかと思います。収入を上げていらっしゃるという話を聞いています。S・Oさんの土地が、K・Mさんの隣の圃場でありまして、今までもK・Mさんに管理はしてもらっていましたが、今回きちんとした利用権設定をして上がってきたもので、K・Mさんは農業機械の乾燥機とかコンバインまでも持っています。規模は小さいですが機械等も自分で持っている方で何等問題ないと思います。新規です。

それから、231番のA・Oさんですが、イチゴ専業の方でHさんとは親戚になります。これも前々からA・Oさんに作ってくださいとお願いされていましたが、利用権設定を行う前に入院され、急に体調を悪くされて最近亡くされました。Oさんが宜しいですよということでイチゴの育苗の場所として作ってあげますということで今回利用権設定に上がってきたものです。A・Oさんは、イチゴに関しては私の地域の中では素晴らしい成績を上げていらっしゃる方で何ら問題ないと思います。

232番から237番までのK・Kさんは、認定農業者でありまして、現在までも圃場をきちんと管理されております。この後にも出てきますが、本人が規模拡大したいということで、ぜひこのまま継続して利用権設定を組んでいるということです。この方も能力、機械等も十分備わっている方で何ら問題ないと思います。以上で報告を終わります。

議長

調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員

なし。

議長

無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員

はい。

議長

それでは受付番号230号から237号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員

全委員挙手

議長

全委員賛成でございますので、受付番号230号から237号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局

次の受付番号238号から240号までは、T委員の事案となっておりますので、T委員は本件に参加できませんのでそのつもりでお願いします。

受付番号238号の貸し人は、H・Tさん愛知県在住の方です。

申請地は、馬場木原ノ上1975番5、地目は田、地積は496㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は1万5千円となっております。

借り人は、I・TさんでK自治会の方です。

受付番号239号の貸し人は、M・Tさん愛知県在住の方です。

申請地は、馬場木原ノ上1975番2、地目は田、地積は496㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は1万5千円となっております。

借り人は、前号のI・Tさんです。

受付番号240号の貸し人は、H・YさんK自治会の方です。

申請地は、馬場田ノ神後1696番、地目は田、地積は1,426㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は米25kg入り14俵の物納となっております。

借り人は、前号のI・Tさんです。

調査委員は、10番の平原委員となっております。権利の取得要件等について調査報告をお願いします。

議長

平原委員調査報告をお願いします。

10番 平原委員 はい。報告します。I・Tさんは御存じのとおり農業委員をやって、そしてまた認定農業者でもあります。このH・TさんとM・Tさんは、義理の姉妹でありまして、これは1枚の田です。2人で半分に分けてある田です。田ノ神様の目の前です。I・Tさんは御存じのとおり花を中心にバレイショ、水稻を手広くやっておられる方でもございます。240号のH・Yさんもこの木原ノ上のTさんたちの目の前の田でございます。これは既にハウスが建っておりまして、花を栽培しております。近くに集積したいということで、この辺りを何筆かまとめてあるところでもあります。Tさんに対しては、機械等も全部揃っていますので何ら問題ないと思います。以上です。

議長 受付番号238号から240号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号238号から240号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号238号から240号は原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

ここで暫時休憩します。

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

説明をお願いします。

事務局

次は241号から256号までを説明します。

受付番号241号の貸し人は、H・MさんK自治会の方です。

申請地は、馬場木場258番、地目は畑、地積は600㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は1万円と  
なっています。

借り人は、A・AさんでO自治会にお住まいです。

受付番号242号と243号の貸し人は、K・MさんT自治会の方です。

申請地は、馬場山ノ口下町1246番1、地目は田、地積は1,874㎡。

次に馬場山ノ口下町1246番4、地目は田、地積は1,744㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は4万円とモ  
ミ300kgとなっています。

借り人は、M・OさんでY自治会にお住まいです。

241号から243号までの調査委員は、10番の平原委員となっています。

次に受付番号244号の貸し人は、S・Aさんで青山荘に入所されています。

申請地は、神川柵尾7594番1、地目は畑、地積は3,430㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は1万円と  
なっています。

借り人は、K・IさんでK自治会の方です。

受付番号245号の貸し人は、T・AさんでA自治会の方です。

申請地は、神川柵尾7592番2、地目は畑、地積は2,708㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は1万円と  
なっています。

借り人は、前号のK・Iさんです。

受付番号246号から248号の貸し人は、K・Kさん滋賀県在住の方です。

申請地は、神川小屋ノ前7770番21、地目は畑、地積は1,245㎡。

次に神川小屋ノ前7770番25、地目は畑、地積は4,351㎡。

次に神川小屋ノ前7770番27、地目は畑、地積は1,541㎡です。

期間は、平成23年12月15日から平成33年12月14日まで、小作料は、10a当  
たり1万5千円となっています。

借り人は、M・OさんでY自治会の方です。

受付番号249号から252号の貸し人は、R・Tさんで垂水市の方です。  
申請地は、神川トコロ迫6515番2、地目は畑、地積は1,057㎡。  
次に神川トコロ迫6518番6、地目は畑、地積は4,311㎡。  
次に神川トコロ迫6519番6、地目は畑、地積は292㎡。  
次に神川トコロ迫6519番7、地目は畑、地積は784㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で5万円となっています。  
借り人は、M・KさんでS自治会の方です。

受付番号253号から256号の貸し人は、T・Oさんで鹿児島市の方です。  
申請地は、城元牛道4764番1、地目は畑、地積は3,503㎡。  
次に城元牛道4764番2、地目は畑、地積は3,615㎡。  
次に城元牛道4764番3、地目は畑、地積は3,853㎡。  
次に城元三ノ迫4726番3、地目は畑、地積は2,756㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は、各筆2万5千円となっています。

借り人は、K・SさんでS自治会の方です。

受付番号244号から256号までの調査委員は、11番の宿利原委員となっております。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 平原委員調査報告をお願いします。

10番 平原委員 はい、ご報告致します。この241番のA・Aさんは、前の役場の方です。歳とは思えないほどの元気でまだ借りたいというようなことで、茶が多いです。まだ畑も田もまだ借りれるところはないかという元気でございます。242番と243番のM・Oさんは、私の自治会にとっても唯一の若者の農業者でありましてハウス等も沢山ございます。露地でもバレイショとか水稻を一生懸命頑張っておられる方です。以上で宜しいでしょうか。

11番 宿利原委員 次に私の方から報告をさせていただきます。K・Iさんは10年ぐらい前Uターン組で帰ってこられまして、肉用牛を25頭ほど飼育されております。受精師の免許も取られまして、充分意欲のある方でございます。

M・Oさんはタバコと干し大根を作っています。

M・Kさんは、甘藷と高菜と大根を作っております。

K・Sさんは、加工大根とタバコを作っていましたが、今年廃作希望に応じてタバコを止められまして、これから甘藷などをされます。

4名とも認定農業者でありまして、農地の利用状況も充分されておりまして、能力と意欲は十分備わっておりますので何ら問題ないと思います。

議長 受付番号241号から256号までの調査報告を致しましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

安水委員 244号と245号それから253号、254号、255号、256号の小作料金は10a当たりでしょうか。それから253号から256号のK・Sさんですが、機械の所有状況はいかがでしょうか。

宿利原委員 K・Iさんの方は、1反当たり1万円です。  
K・Sさんの方は、これまで10a当たり3万5千円でしたがタバコを止めるということ  
で、10a当たり2万5千円と話してまけてもらいました。

M・Kさんの処は、7万円では他の方が借りていましたが、今年から2万円値引きをして5万円となっております。

機械状況のK・Sさんは、皆さんもご存じのとおりこれまでタバコを作っておりまして、40馬力のトラクターと23馬力のトラクター、APIなど色々な機械も所有しております。何ら問題ないと思います。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号241号から256号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 議 長	全委員挙手 全委員賛成でございますので、受付番号241号から256号までは原案のとおり決定しました。 次をお願いします。
事務局	受付番号257号の貸し人は、T・HさんでK自治会の方です。 申請地は、馬場木原ノ上1970番1、地目は田、地積は、3,001㎡の内1,530㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は7万円です。 借り人は、Y・MさんでS自治会の方です。  受付番号258号の貸し人は、T・MさんでK自治会の方です。 申請地は、馬場八木田532番1、地目は田、地積は、926㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は2万円です。 借り人は、T・OさんでS自治会の方です。  受付番号259号と260号の貸し人は、M・Tさんで横浜市在住の方です。 申請地は、馬場八木田500番2、地目は田、地積は、712㎡。 次に馬場八木田500番4、地目は田、地積は、577㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で3万円です。 借り人は、前号のT・Oさんです。  受付番号261号と262号-1の貸し人は、M・Hさんで鹿児島市在住の方です。 申請地は、馬場山ノ口ノ上2201番、地目は田、地積は、1,141㎡。 次に馬場地荒神ノ下2360番1、地目は田、地積は、680㎡。 次に馬場山ノ口1538番1、地目は田、地積は、633㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は、全部で13万円です。 借り人は、T・TさんでS自治会の方です。 受付番号257号から262号までの調査委員は、15番の落司委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。  受付番号263号と264号の貸し人はT・Kさんで鹿児島市在住の方です。 申請地は、馬場古馬場384番1、地目は田、地積は、306㎡。 次に馬場木場ノ上922番1、地目は田、地積は、389㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、うるち米3俵と餅米1俵の物納です。 借り人は、株式会社 TさんでK自治会です。  受付番号265号の貸し人は、K・YさんでT自治会の方です。 申請地は、馬場芝山474番1、地目は田、地積は、662㎡です。 期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は、2万円となっています。 借り人は、前号の株式会社 Tです。 受付番号263号から265号までの調査委員は、17番寺田委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。
議 長 15番 落司委員	落司委員、寺田委員の順に調査報告をお願いします。 報告致します。Y・Mさんにつきましては、施設野菜と露地野菜を作付されております。この方は農地の全てを耕作していらっしゃいます。T・Oさんにつきましては、農地の全てを耕作していらっしゃいます。耕作に必要な農作業に常時従事されいらっしゃいます。利用権等を受ける土地を効率的に利用されております。 T・Oさんにつきましても、農地の全てを耕作していらっしゃいますし、耕作に必要な農作業に常時従事されいらっしゃいます。利用権等を受ける土地を効率的に利用されていらっしゃいます。また農業で自立しようとする意欲と能力を3名とも持っていらっしゃいます。以上で終わります。

17番 寺田委員 263番、264番、265番のTについて説明いたします。代表は、H・Tさんでありまして、現在男性を4人、パートを8人雇い大規模な農業をやらせておられまして、ネギと露地野菜を中心にやらせておられます。機械の方は大型の乗用スプレーを持つなどすごい農業をやらせています。面積も多いわけですが荒れた農地もなく、有効利用がなされています。以上で終わります。

議長 受付番号257号から265号までの調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

落司委員 宜しいですか。

議長 はい。

落司委員 貸し人のHさん、借り人のTさんですが、13万円ということですが、これは昨年まで15万円で水利費とかそのようなものまで出していたということで、高くはないかというような話を聞きまして交渉いたしました結果、私との話は十分聞きましたということで本人と話をさせて下さいということで、本人と話をしました結果、まけたくはないがこれ以上はまけられないということで13万円になったようでございます。

近川委員 これはハウスですか。

落司委員 いいえ、露地です。

議長他にありませんか。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号257号から265号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号257号から265号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 受付番号266号から279号までを説明します。  
次の受付番号266号と267号の貸し人は、S・TさんでI自治会の方です。  
申請地は、城元道ナシ5534番、地目は畑、地積は2,319㎡。  
次に城元道ナシ5543番、地目は畑、地積は1,579㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、10a当たり1万円で、3万9千円となっています。  
借り人は、Y・TさんでK自治会の方です。

次の受付番号268号と269号の貸し人は、T・TさんでI自治会の方です。  
申請地は、城元原5576番1、地目は畑、地積は1,090㎡。  
次に城元原5573番2、地目は畑、地積は1,230㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、10a当たり1万円で、2万3千円となっています。  
借り人は、前号のY・Tさんです。

次の受付番号270号の貸し人は、T・HさんでH自治会の方です。  
申請地は、馬場山ノ口5360番1、地目は田、地積は1,210㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成33年12月14日まで、小作料は、1万円となっています。  
借り人は、Y・KさんでK自治会の方です。

次の受付番号271号の貸し人は、M・MさんでK自治会の方です。  
申請地は、城元牛道4741番1、地目は畑、地積は3,602㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成26年12月14日まで、小作料は、7万円となっています。

借り人は、M・YさんでY自治会の方です。  
受付番号266号から271号までの調査委員は、18番の安水委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

次の受付番号272号の貸し人は、E・Tさんで川崎市在住の方です。  
申請地は、神川ナメイノ上5910番1、地目は畑、地積は6,999㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、5万円と  
なっています。

借り人は、T・TさんでK自治会の方です。

次の受付番号273号の貸し人は、T・YさんでK自治会の方です。  
申請地は、神川桑迫5072番1、地目は畑、地積は819㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、10a当  
たり1万円となっています。

借り人は、K・NさんでK自治会の方です。

次の受付番号274号の貸し人は、K・MさんでK自治会の方です。  
申請地は、神川真手ケ山4604番1、地目は畑、地積は1,122㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、10a当  
たり1万円となっています。

借り人はK・NさんでK自治会の方です。

次の受付番号275号の貸し人は、M・Yさんで鹿児島市在住の方です。  
申請地は、神川諏訪ノ後518番、地目は田、地積は1,039㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、刎6俵の  
物納となっています。

借り人は、M・KさんでK自治会の方です。

次の受付番号276号の貸し人は、K・TさんでT自治会の方です。  
申請地は、馬場山ノロノ上2163番1、地目は田、地積は3,026㎡です。  
期間は、平成23年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、刎600  
kgの物納となっています。

借り人はH・AさんでK自治会の方です。

次の受付番号277号から279号までの貸し人は、S・Mさんで大分県在住の方です。  
申請地は、神川有村2530番1、地目は田、地積は397㎡。  
次に神川北鶴2659番、地目は田、地積は294㎡。  
次に神川原田3206番1、地目は田、地積は313㎡。

期間は、平成23年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、全部で3  
万円となっています。

借り人はT・IさんでK自治会の方です。

受付番号272号から279号までの調査委員は、19番の徳永委員となっています。権  
利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 安水委員、徳永委員の順に調査報告をお願いします。

18番 18番、調査報告致します。266号から269号の借り人のY・Tさん 歳です。Tさ  
安水委員 んは甘藷を中心とした大規模農家でありまして、沢山の土地を綺麗に管理されております。  
機械も充分持っていらっしゃると思いますので、何ら問題は無いと思います。

270号のY・Kさん 歳ですが、肉用牛、干し大根等を作付されております。これにつ  
きましては田で米を作られるということで、全部で1万円ということです。機械等も充分所  
有されていますので、何ら問題ないと思います。

それから271号の借り人のM・Yさん 歳で、葉タバコ、干し大根等をされる大規模農  
家であります。この小作料につきましては、全部で7万円ということです。畑についても充  
分管理されておりまして、機械等の所有についても充分なほど所有されていますので、何ら  
問題ないと思いますので宜しくをお願いします。以上です。

19番 272番、借り人のT・Tさんですが、加工大根と甘藷を中心にしてやっておられます。  
徳永委員 後ほどのH・Aさんと同じで若い方で、自作地も含めて良く管理をされています。

次の273番、274番。借り人のK・Nさんは、N造園のNさんです。この借地は現在  
植木を植えておりますが、植木とお茶をされていますが、両方とも継続してやっておられ  
う方です。

M・Kさん。275番。前農業委員のM・Kさんです。米をここで作っているということで、この方も自作地を含めて農地の管理は十分されております。

276番のH・Aさんですが、Tさんの田で米をAさんが作っているのですが、バレイショを友達と共同で作っておられる場所です。このAさんも52、3歳ということで神川でも若い農業者です。自作地も含めて良く管理されております。

つぎの277、278、279のT・Iさんは、兼業農家です。借り地のMさんとの関係は、T・Iさんのお父さんが亡くなられましたが、お父さんとMさんが同級生であった関係で田を借りております。Tさんの農地につきましては3枚の田しか耕作地はありませんが、兼業農家ではありますが良く管理をされております。地元の消防の班長でもありますので、地元によく貢献されている魅力のある方です。いずれも4名の方も機械等も持っておられますし、意欲と能力も充分持っておられる方です。なお、T・Iさんの田は少し高いという気はしましたが、今までそのようにあったということと、長いお付き合いということで3万円で良いということでしたので3万円にしてあります。以上です。

議長 只今調査報告を致しましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号266号から279号までに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議長 全委員賛成でございますので、受付番号266号から279号までは原案のとおり決定しました。

次をお願いします。

事務局

受付番号280号から290号まで、最後まで説明いたします。

受付番号280号の貸し人は、S・Tさん鹿児島市在住の方です。

申請地は、田代麓中渡瀬1576番、地目は田、地積は630㎡です。

期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は2千5百円です。

借り人は、K・KさんS自治会の方です。

事務局

受付番号281号の貸し人は、K・OさんI自治会の方です。

申請地は、田代麓中渡瀬1574番、地目は田、地積は384㎡です。

期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は千5百円です。

借り人は、前号のK・Kさんです。

受付番号282号と283号の貸し人は、K・YさんY自治会の方です。

申請地は、田代麓カチャ1604番1、地目は畑、地積は671㎡。

次に田代麓カチャ1604番2、地目は畑、地積は99㎡です。

期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で4千円です。

借り人は、前号のK・Kさんです。

受付番号284号の貸し人は、N・UさんI自治会の方です。

申請地は、田代麓中渡瀬1575番、地目は田、地積は487㎡です。

期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、2千円です。

借り人は、前号のK・Kさんです。

受付番号285号の貸し人は、J・Mさん鹿児島市在住の方です。

申請地は、田代麓中渡瀬1573番、地目は田、地積は385㎡です。

期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、千5百円です。

借り人は、前号のK・Kさんです。

受付番号280号から285号までの調査委員は、9番の樋渡委員となっております。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号286号と287号の貸し人はS・TさんN自治会の方です。  
申請地は、田代麓御手洗133番4、地目は田、地積は358㎡。  
次に田代麓湯ノ谷168番1、地目は田、地積は241㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で2千円です。  
借り人は、K・KさんでU自治会の方です。  
調査委員は、3番の東郷委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号288号と289号の貸し人は、T・KさんB自治会の方です。  
申請地は、田代麓久木野5147番317、地目は畑、地積は9,788㎡。  
次に田代麓久木野5147番373、地目は畑、地積は2,608㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で5万円です。  
借り人は、株式会社 TでK自治会です。  
調査委員は、17番の寺田委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

受付番号290号の貸し人は、Y・UさんN自治会の方です。  
申請地は、田代麓迫田716番、地目は田、地積は1,360㎡です。  
期間は、平成23年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、4千円です。  
借り人は、K・MさんでN自治会の方です。  
調査委員は、12番の貫見委員となっています。権利の取得要件を中心に調査報告をお願いします。

議長 樋渡委員、東郷委員、寺田委員、貫見委員の順に調査報告をお願いします。

9番 樋渡委員 樋渡が報告申し上げます。まず280から281と284、285は、面積が狭い圃場でございます。今回この4名の方々が畦を取ったら1枚になりますので、1枚にできたら耕作しても良いということです。大型機械になっており狭い土地では無理であるということで、相談したところ4名のUさん、Mさん、Tさん、Oさんが承諾されて、2反近くの圃場になりましてKさんが今回利用権設定を組まれたところでした。Kさんについては、前回も出ましたとおり甘藷とバレイショを作られており、今後ネギも作りたいと、この隣接した土地があれば作りたいという希望も出しておられます。農地を有効に利用されていますし、やる気のある方で何ら問題ないかと思えます。宜しくお願いします。

3番 東郷委員 286番、287番はK・Kさんですが、前隣の田を借りていらっしやって面積がだんだん広がって大丈夫かなと思いましたが、従業委員を一人頼まれて頑張っているらしいので、問題ないと思えます。宜しくお願いします。

17番 寺田委員 288、289は先ほど出てきましたTのH・Tさんですが、先申し忘れましたが認定農業者であり指導農業士で、若い農業者の育成にも一生懸命力を入れられている方でございます。どうしても夏場のネギとか野菜が、下場地区では無理だということで今回盤山の方に出て行こうかということで、ほんとにやる気のある青年でございますので宜しくお願いします。

12番 貫見委員 報告致します。290号の借り人のK・Mさんは、肉用牛の専業農家でございます。申請地は10年ほど耕作放棄地になっていた処でございます。Kさんは認定農業者でもあり、また来年度農大を卒業する後継者もおられます。権利の取得要件につきましては、何ら問題は無いと思えます。宜しくお願いします。

議長 受付番号280号から290号まで調査報告がありましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

議長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは受付番号280号から290号まで賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、受付番号280号から290号までは原案のとおり決定しました。  
議案第29号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わりにして、議案第30号平成22年度に実施した地積調査に伴う農地の地目変更の協議について提案します。  
説明をお願いします。

事務局 この案件は、平成22年度の地籍係が実施した地目変更についての協議が出されたところでございます。  
14ページに本庁分の変更部分の示されています。直営分で、農地からの地目変更が348件。農地への地目変更が21件となっております。  
外部発注分で、農地からの地目変更が114件となっております。  
15ページには、支所分が示されておりまして、田代麓地区で農地からの地目変更が112件、農地への地目変更が26件。  
田代川原地区で農地からの地目変更が84件、農地への地目変更はありませんでした。  
各筆の明細につきましては、只今回欄でまわしてありますが、地区担当の委員の方は、確認方をお願い致します。  
尚、地積調査に基づく地目の変更は、土地の現況を確認して本人同意の上行われるものであり、国土調査法にも認められた行為であります。

全委員 地積調査による地目等の変更の書類審査回覧中

島中委員 宜しいですか。この園林寺の字ありませんが。次に直営分の完込という字はありませんが。

事務局 耕作放棄地にもあったのではないですか。

島中委員 外注のこれは段中野ですよ。五郎山という字も無かったような気がします。

事務局 地籍係は、あるからこのように載せてきたものと思われま。

事務局 【地籍係の字に関する真偽を確認に行く。】

事務局 完込は、いつの時点で完込になったか不明ですが、宍込が完込となってしまったようです。園林寺と五郎山は存在しているそうです。

議 長 只今平成22年度の実施した地籍調査に伴う地目変更の一覧をご覧になったと思います。これは地権者も地目変更に同意されてここに上がって来ているものと思います。既に山林化したり耕作放棄地で農地として復元できないものと思われま。委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。  
何か質問、異議のある方はございません。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、議案第30号の平成22年度に実施した地積調査に伴う農地の地目変更の協議に賛成の委員の挙手を求めま。

全委員 全委員挙手

議 長 全委員賛成でございますので、議案第30号平成22年度に実施した地積調査に伴う農地の地目変更の協議については決定しましたので、意見書を付けて錦江町長へ回答致します。  
以上をもちまして、錦江町農業委員会第8回総会の付議事項を終わります。

会長

9番

10番

議事録調整者 折久木まり子